

議案第 85 号

市川市建築審査会条例の一部改正について

市川市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市建築審査会条例の一部を改正する条例

市川市建築審査会条例（昭和 46 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「7 名をもって」を「7 人以内で」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）第17条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第79条第2項の規定により任命されている委員の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年11月24日までとする。

理 由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」における建築基準法の改正に伴い建築審査会の委員の任期を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。